

○杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表（第44条、第47条関係） 1 廃棄物処理手数料		別表（第44条、第47条関係） 1 廃棄物処理手数料	
区分	手数料	区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46</u> 円	1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46</u> 円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87</u> 円	2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに 76円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46</u> 円 ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200</u> 円を限度として品目別に規則で定める。	3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭	4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭